

特別支援学校とは (2月)

これまで、その抱える障害状態によって盲学校、聾学校、養護学校というそれぞれの名称を用いて運営されてきましたが、平成18年6月に「学校教育法」が改正(平成19年4月から施行)されたことをきっかけとして、これら教育機関の名称を「**特別支援学校**」と統一することになりました。

この特別支援学校は、その支援体系も一本化することとなっており、障害ごとにその援助を考えるのではなく、在籍するその児童一人ひとりの教育に対してどのようなニーズが求められ、どのような支援が必要かと考える、いわば「障害よりもその児童の全体像に着目した支援」を目的としているとすることができます。このような支援体系の一本化と名称統一から、特別支援諸学校という表現を用いることは誤解を招く恐れがあると思われま

す。ただし、現状からいきなり変更をしていくというのは、各学校がこれまで視覚障害、聴覚障害など専門的にある障害一分野を担当してきたことから考えると、現実的には厳しいもので、当面の間はその目的を踏まえつつ、肢体不自由部門、盲部門、聾部門といった学校ごとに主として扱う障害種別を決めていく方向で考えられています。

今回の変更に伴い、これまでの対象からははずれていた、**学習障害(LD)**、**注意欠陥他動性障害(ADHD)**等を抱える児童も対象となったこと、そしてそれら児童に地域の学校において適切な教育が行われることが規定され、これらの内容の明記が重要な着目点であると言えるのではないのでしょうか。

しかし、課題として同じ学校、教室の中で前述したような様々なニーズを持つ児童が集まる場合、果たしてその一人ひとりに促した支援ができるのであろうか(例えば、肢体不自由を持つ児童と知的障害を持つ児童の教育までも一本化できるかなど)、また、そのような支援を行う人材を(資質、人数の面双方で)確保できるのか、一本化することで人員も集約されてしまうのではないか、といったことも挙げられており、これまでの学校内にある「特殊学級」から「特別支援教室」への変更、そして障害分野における教員免許状の一本化(「特別支援学校免許状」への変更)と併せて、今後どのような取り組みがなされていくのか気になる部分ではあります。

これらの変更に加えて、その事実を世間に広く周知し、自分の地域や周囲にそのような障害を抱える児童がいること、そしてその子達の教育環境が変わってきていることを知って頂くことも大切なことだと思います。今回の「知ってますか」がそのような一助をなすことができるのであれば幸いです。